

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.27

2024.07

特集

Special Feature

インターネットトラブル 誹謗中傷を 受けたらやるべきこと

連載 知つ得! 交通事故

法律コラム 伊藤勝彦弁護士の時事解説

刑事事件入門 「器物損壊罪」について

支店便り ChatGPTが書いた小説は誰のもの?

リガサボ! 終活対策(任意後見契約)



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00~7:15)放送中の
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が
いつでも聴けるようになりました!!



主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、
日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわる
お役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約・会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30



通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月~金曜日 / 9:00~20:00
土曜日 / 10:00~18:00
受付時間: 月~土曜日 / 9:00~17:30

OSAKA

京都駅前事務所

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

KYOTO

神戸支店

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

KOBE

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからもご応募できます!

ご応募はこちらから



キトリ線



アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様**に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2024年9月末日

*当日消印有効

※プレゼントはお選びいただけません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

Q.1 面白かった・後に立った記事はどうですか(複数可)

- 【特集】誹謗中傷を受けたらやるべきこと 知つ得! 交通事故
 伊藤勝彦弁護士の時事解説 刑事事件入門
 支店便り リガサボ! 事務局通信

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故 相続問題 離婚(男女)問題
 借金問題 労働問題 刑事事件
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他...) 企業法務
 その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日々疑問に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

Q.5 ラジオリスナーですか はい いいえ

Q.6 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

Q.7 「はい」とお答えいただいた方...

Q.8 アンケートにご協力いただきありがとうございました。

特集 インターネットトラブル

誹謗中傷をやるべきこと

はじめに

インターネットが発達した現代、インターネット（SNS）におけるトラブルは後を絶ちません。

昨今では、嫌がらせや私的に制裁する目的で、特定の個人や企業を誹謗中傷する投稿が非常に多く、これにより信用を失う企業や、誹謗中傷を苦に自殺者が出るというケースも見受けられます。

誹謗中傷を受けた場合、迅速かつ適切な対応が、ご自身や企業を守る上で重要なになります。今回は「誹謗中傷を受けたらやるべきこと」に焦点を当て解説します。



誹謗中傷行為が違法といえるためには

後述する、発信者情報開示請求や削除請求において、裁判上の請求が認められるためには、投稿行為が違法な権利侵害行為であると認められる必要があります。

今回は、インターネット上の誹謗中傷で主に問題となる、（1）名誉権侵害（名誉毀損）

毀損）と（2）名誉感情侵害（侮辱）の2つについて解説します。

（1）名誉権侵害（名誉毀損）

名誉権侵害（名誉毀損）行為とは、特定の相手を対象として、社会的評価を下げるような表現をすることを意味します。

例えば、「Aさんは不倫をしている」といったように事実を述べるもの（「事実摘示型」といいます）、や「A氏はうさんくさい」といったように意見を述べるもの（「意見陳述型」といいます）があります。

（2）名誉感情侵害（侮辱）

「社会的評価を下げる」言動とは、「不倫をしている」や、「犯罪者である」等その人の評価が下がるような言動全般を意味します。

「特定の相手」に対する言動については、客観的に見て「特定の誰か」に対する表現であると読める必要があります。

例えば、「〇〇会社の社長が不倫している」という投稿の場合、会社に社長は1人しかいないはずであり、「特定の相手」に対する言動に該当します。

次に、名誉権侵害行為の違法性について説明します。名誉権侵害行為が違法とされる限度を超えた場合であること

言えるためには、（1）公共の利害に関する事実でないこと、（2）公益を図る目的でないこと、（3）真実とは異なること、以上3点のいずれかに該当する必要があります。

特に、意見陳述型の言動については、（4）攻撃的な言動等、論評の範疇を超えている場合にも違法と評価されます。

複雑なので、まずは、「相手を攻撃する目的で、事実無根のことを述べる場合、違法と評価されやすい」とイメージできれば大丈夫です。

が必要になります。

言い換えると、「ひどい暴言」が名誉感情侵害の行為として評価されうるということです。「死ね」等、人の死を連想させるような言動が「ひどい暴言」と評価されやすいでしょう。

インターネットトラブルへの3つの対処方法

（1）無視をする／声明文を公開する

インターネットトラブルの対応について相手に対して、具体的な事実の摘示が無く、当該表現によって社会的評価の低下を伴わない発言をする行為です。いわゆる「ただの暴言」です。例えば、「バカ」「アホ」「デブ」「死ね」等がこれに該当します。

名譽感情侵害は、個人に対する言動のみが問題となり、法人に対する名譽権侵害は問題になりません。

名譽感情侵害が認められるには、「表現行為の違法性が強度で、社会通念上許容される限度を超えた場合であること

弁護士
羽賀 優樹
Tomoki Haga

(2) 加害者の氏名・連絡先等の確認

交通事故ではなく、人身事故として届け出る場合も、事故が起つたことがあります。怪我をしたのであれば、警察に対し、物件事故ではなく、人身事故として届け出るようになります。物件事故として届け出ると、警察が事故状況を詳しく記録してくれませんし、自賠責保険に請求する際の必要書類が増えます。加害者への刑事処分を避けるために物件事故届け出ることもできますが、前記のようなデメリットに留意が必要です。

① 警察への連絡

交通事故の被害に遭ったときは、まず警察に連絡しましょう。大ごとにしたくないと思つて警察に連絡しなかつた場合、怪我をしていて、車両が損傷していたとして警察の実況見分への立ち合い等があります。

④ 病院で診察を受ける

怪我をしていると思ったときは、救急車を呼んですぐに病院に行きましょう。

③ 救急車を呼ぶ

交通事故直後は怪我をしていないと思っても、しばらくすると体の痛みが発生することがあります。そのようなときはできるだけ治療に専念したいところですが、実際にには、治療以外に様々な手続きを行わなければなりません。具体的には、①警察への連絡、②加害者の氏名・連絡先等の確認、③救急車を呼ぶ、④病院で診察を受ける、⑤健康保険等を利用するかの判断、⑥加害者の保険会社の確認、⑦自身の保険を確認、⑧警察の実況見分への立ち合い等があります。

⑤ 健康保険等を利用するかの判断

交通事故は自由診療での治療となりますが、交通事故では健康保険等が使えないと思っている方も多いかもしれません。しかし、実際には、交通事故でも健康保険や労災保険を使うことができます。健康保険等を使えば、自由診療より治療費が抑えられますので、特に被害者の方にも過失がある場合は示談の際の金額に影響が出ます。また、過失がなくても慰謝料に若干の差が出る

可能性があります。

⑥ 加害者の保険会社の確認

交通事故では加害者本人ではなく、保険会社と話を進めていくことになります。そのため、加害者の保険会社（自賠責保険・任意保険）の確認が必要です。

⑦ 自身の保険を確認

交通事故に遭った場合、ご自身が契約している自動車保険や傷害保険を使える場合があります。保険会社に連絡して、使える保険があるかどうかの確認が必要です。人身事故の手続きや交渉を弁護士に任せると、怪我者だけが実況見分に立ち会うことがあります。しかし、人身事故の手続きや交渉を弁護士に任せると、怪我者の言い分が通ってしまい、事故解決の大変な助けになります。

⑧ 警察の実況見分への立ち合い

おそらく多くの事案では、事故状況について加害者の言い分と被害者の言い分はおむね一致すると思います。しかし、互いの言い分が一致しない事案もあります。その場合に、加害者だけが実況見分に立ち会うと、加害者の言い分が通ってしまう、事故状況について争いが生じたときに不利になってしまふおそれがありますので、できるだけ実況見分に立ち会うようにしましょう。

Special Feature

インターネットトラブルへの3つの対処方法

- ① 無視または声明文公開
- ② 投稿記事削除請求
- ③ 発信者情報開示請求

削除請求手続は文字通り、投稿記事の削除を求める手続です。

具体的には、至らぬ点や事実と合致する点は認めつつ、「事実無根の誹謗中傷には法的措置をとる可能性もある」という内容の声明文を公開することで、毅然と対応することが有効な手段と考えられます。

(2) 投稿記事の削除請求手続をする

(3) 発信者情報開示請求手続を行う

炎上の元となっている投稿を削除するのみで問題が解決できる場合には、削除請求手続が効果的です。

掲示板サイトやSNSによっては、投稿記事の削除を求めるフォームが存在するため、削除手続をご自身で行うことも可能です。もともと、全く取り合ってもらえない可能性があるので、その場合は、裁判所に削除請求手続を求める、裁判所から削除命令をしてもらう必要があります。

おわりに

者情報開示手続には時間制限があることが多いということです。

掲示板サイトによつては、「ログの保存期限」というものがあり、一定期間（3ヶ月が目安です）を経過すると、誰が投稿したかという記録が自動的に削除されてしまうおそれがあります。この場合は速やかに手続きをする必要があります。

炎上の元となっている投稿を削除するのみで問題が解決できる場合には、削除請求手続が効果的です。

掲示板サイトによつては、「ログの保存期限」というものがあり、一定期間（3ヶ月が目安です）を経過すると、誰が投稿したかという記録が自動的に削除されてしまうおそれがあります。この場合は速やかに手続きをする必要があります。

弁護士 淳志
Atsushi Korenaga

Internet Trouble

法律コラム

伊藤勝彦
弁護士の
時事解説

「離婚後の共同親権」

卷之三

「離婚後の共同親権」の導入を柱とする民法の改正法案が、2024年5月17日の参議院本会議で可決され、成立しました。改正法は、現行の離婚後に父と母の一方が子どもの親権をもつ「単独親権」に加え、父と母双方に親権を認める「共同親権」を導入するとしています。2026年までに施行される予定です。この記事では、今回の法改正で注目されている「離婚後の共同親権」について解説します。

1 共同親権のメリット・デメリット



共同親権が導入された場合には、以下のようなメリットがあるといわれています。

共同親権が導入されれば、親権の帰属をめぐつての争いが少なくなると考えられますので、早期の解決が期待されます。

2 共同親権のデメリット

(一) 而今不況が強要されたり。IV
や虐待から逃れられなかつたり
するおそれがあること

共同親権では離婚後も父母双方が親権者として子どもを養育していく責任を有しています。子どもと別に暮らす親であっても、定期的に子どもに関わることができますので、離婚後の面会交流に関するトラブルが少なくなるでしょう。子どもにとっても両親からの愛情を感じる機会が増え、心身の健やかな成長が期待されれます。

(3) 面会交流・養育費に関するトラブルが減少すること

ています。ただ、家庭裁判所がDVなどの事実認定を正確に行うことができるか子どもの意向を十分にくみとることがで

(2) 意思決定が難航する
離婚後に転居や進学先を
リスクがあること



今回の民法改正ポイント

童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。」と規定されています。14歳未満の子どもであつても、可能な限り子どもの声に耳を傾ける必要があることはいうまでもありません。

今回の民法改正ポイント

権を選択する際に父母双方の真意によるものか確認する措置が盛り込まれています。離婚後の共同親権を選択できるようになるほか、①養育費の取り決めをしていなくても請求できる「法定養育費制度」という新たな制度が創設されたり、遅滞の場合に他の債権者より優先して財産の差押えができる「先取特権」が付与されたりといった養育費に関する法整備、②面会交流の早期試行的実現や祖父母など親族による面会交流の申立てが可能になるなどの変更点があります。

いざれも、子どもの利益のため、子ども
の貧困の解消や健全な成長のための改正
です。今回の改正法が実を結ぶためには、
家庭裁判所や福祉、学校や医療の現場の
充実が必要で、さまざまなもので子ども
の声を聞き逃すことなく、権利利益の保
護につながることを願います。

離婚後の共同親権について

代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiro Ito

合は、家庭裁判所の審判手続で親権者が
決まります。

改正法

改正法では、現行の「単独親権」に加え、父親と母親双方に親権を認める「共同親権」を導入するとしています。すなわち、離婚にあたり父母の協議によって共同親権か単独親権かを選択でき、協議が整わなかった場合は家庭裁判所が判断します。共同親権に同意しなくても家庭裁判所の判断で共同親権に決まることがあります。ということです。ただ、DV（ドメスティック・バイオレンス）や子どもへの虐待があると認めた場合は、家庭裁判所は単独親権とするとされています。これは、すでに離婚している方にも適用され、元配偶者から共同親権に変更することを求めて申立されることもあります。

共同親権が選択されると、「重要な事項」に関しては父親と母親の話し合いで決めることができます。そこで、「重要な事項」とは、転居・進学・就職・生命にかかる医療行為に関する事項、などが該当するとされています。父母の片方が食べさせるか)や習い事、軽度の医療行為などが該当し、「急迫の事情」とは、緊急手術、期限の迫った入学手続き、DVからの避難などが該当するとされています。なお、パスポートの取得について、法務省から共同親権下では双方の同意が必要との見解がしめされている一方で、外務省からは、片方の親権者の署名で足りるとしていて、政府内で見解がわかれています(執筆時点において)。

(2) 意思決定が難航するリスクがあること



離婚後に転居や進学先を決めるにあたって、同居していない親も親権者となるため、同意を取りつける必要があります。そのため話し合いの結果、理不尽による必要が生じ、同意しないなどの嫌がらせを受けることが想定されます。そんなことになると、子どもの心理的負担が大きいばかりでなく、子どもの利益を実現するための障害になります。合意に至らなかつた場合、父親と母親のどちらが決めるかを家庭裁判所が決める手続が用意されますが、時間と費用と労力を考えると負担が大きく、子どもの気持ちが迅速に実現できる仕組みが必要です。このような場合は、「単独親権」への変更の申立てを検討することになるでしょう。

現行法では、子どもが15歳以上である場合、面会交流の取り決めを行うにあたり「子の陳述を聴かなければならぬ」と規定されています。(家事手続法152条2項)日本も批准している条約である「児童の権利に関する条約」12条に「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明す



4
新告罪

は傷害しても器物損壊罪は成立しません。

3
故意

器物損壊罪が成立するのは故意に他人の物を損壊又は傷害した場合です。うつかり他人の物を損壊又は傷害しても器物損壊罪は成立しません。

6

金は1万円以上、料金は1万円未満の場合を言います。

最後に

6

今回は、器物損壊罪について解説しました。器物損壊罪が成立するのは、他人の物を物理的に破壊した場合に限られないことをご理解いただけましたら幸甚です。

5
罰則

辱罪、未成年者略取誘拐罪などがあります。「ゴトゴト石」のケースではゴトゴト石周辺の山林を所有する神社が告訴したようです。

100

器物損壊罪はいわゆる親告罪で、訴されることはありません。親告罪

すが、登場人物が実在のどなたをモ

子さんを題材にしたドラマで、今まで
は考えられないような事が次々起
ります。

事務局通信



※パラリーガル／弁護士の
示のもとで法律業務を補
する法律事務所のスタッフ

刑事事件入門

「器物損壊罪」について

A portrait photograph of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is smiling slightly and looking towards the camera.

弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

并

護士の西村です。先日、
高知の観光名所である
「ゴト、ゴト石」を使用で

成立しますので、それ以外の他人の物を損壊した場合に器物損壊罪が成立します。

一方、自分の物を損壊した場合には、「他人の物」ではないので、原則として器物損壊罪は成立しないのですが、自分の物であっても、差押えを受けていたり、物権を負担していたり賃貸していたりするものについては例外的に器物損壊罪が成立します（刑法262条）。

処罰の対象となるのは、損壊した場合と傷害した場合です。損壊と傷害とは、物の効用を害する一切の行為をいいます。物を破壊する必要はない、物を使用できなくすればいいので、例えば食器に放尿する行為や動物を逃がす行為も、器物損壊罪が成立します。今回報道のあつた「ゴト石」を動かせなくする行為も物を使用できなくなる行為と言えないので、器物損壊罪が成立します。

2 損壊又は傷害

大切なご家族が逮捕されてしまった!

懐てずに、落を書いて「みお」の弁護士にご連絡ください

- 「早く釈放・保釈して欲しい」
- 「過酷な取調べから守りたい」
- 「有罪・前科になるのは避けたい」
- 「無実・冤罪を証明したい」
- 「示談での解決の道を探りたい」
- などのお悩みは、弁護士にお任せください。

詳しくは
Webサイトを
ご覧ください



新米弁護士の挑戦



東京の高層ビルが立ち並ぶ一角にある法律事務所「鈴木法律事務所」。そこに勤務する若手弁護士、鈴木詩織は、IT業界での労働問題に特化した知識を持つ専門家として知られている。彼女の前に広がる今日の案件は、一人の高度なITスキルを持つプロジェクトマネージャー、田中悠の不正当な給与減額問題だった。

田中はその卓越したITスキルを買われ、ある新興のテクノロジー企業から年俸1500万円でスカウトされた。

彼の主な任務は、会社の最も野心的なプロジェクトの一つを指揮することだった。しかし、プロジェクトは多くの外的要因により思うように進まず、最終的には大きな損失を記録してしまう。

会社はこの失敗を理由に、田中の年俸を300万円減額した。彼らはこの決定を「パフォーマンスに基づく正当な評価」と位置づけたが、田中はこの待遇が不当であると感じていた。彼は自らの能力が正しく評価されず、外的要因による失敗を理由に不当に処罰されたと考え、この問題を訴えるために鈴木詩織に助けを求めた。

ChatGPTが書いた小説は誰のもの？

チャット ジービーティー

IT業界で不當に年俸を減額された依頼者の裁判を取り上げてほしいことなど、基本的な条件を指示して、ChatGPTは出力させました。題名も「ChatGPTが考えたもの」です。

ChatGPTの衝撃

ChatGPTの発表で、世界中に激震が走りました。まるで人間と対話しているかのような高度な回答能力は、だれもが「本当は中に入間がいるのでは？」と疑うほどのものです。

ChatGPTは、5年後、10年後、さらに飛躍的な進化を遂げることが予想されます。AIが人間を超える日も、そう遠くない未来なのかもしれません。

むしろ、ChatGPTが小説を書いた

ChatGPTが書いた 小説は誰のもの？

ChatGPTが小説を書いた

労働問題に立ち向かう若手弁護士の奮闘を描いたこの小説、実は、ChatGPTが書き上げたものです。労働問題に取り組む弁護士を主人公にした小説を書いてほしいことや、

このはAIに敬意を表して「ChatGPT自身のものです！」と言いたいのですが、プログラムであるChatGPTが権利を持つことはできません。それでは一体、誰のものなのでしょうか。

利用規約を読むと

ChatGPTの利用規約には、出力結果はユーザーのものであり、出力結果に関する一切の権利をユーザーに譲渡する事が定められています。

ですから、ChatGPTの書いた小説は、少なくとも、運営会社であるOpenAI社のものではありません。それでは、ChatGPTの書いた小説は、小説を書くように指示したユーザーのものなのでしょうか。

そもそも著作物なのか？ ChatGPTの書いた小説が「著作物」には該当します。

して、著作権法を改正すべきでしょうか。これは、大変難しい問題です。ChatGPTのビジネス利用を促進する観点では、ChatGPTで出版可能なレベルの高度な小説を完成させた人（企業）には、著作者としての権利を認めるべきでは？という考え方もあります。

一方で、知的な創作をすることがChatGPTの手柄でたまたま優れた小説を手にした人（企業）に、著作者としての権利を与えるのは行き過ぎでは？（誰にも権利を認めず、誰もが自由に利用できる小説と考えるべきでは？）という異論もあります。

折衷案として、著作権は権利として強すぎるので、もう少し弱い権利（著作隣接権として保護するか、あるいは、全く新しい権利を創設するか、複数の方向性が考えられます）を認めては？という考え方もあります。

これについては学説上激しい対立があり、全く決着がついていない状況です。

WEB法律相談サービス
「Web Lawyers」
法律顾问契約で弁護士をビジネスパートナーに!
アクセスはこちらから→

1 (税別)
月額
万円~



弁護士
社会保険労務士
情報処理安全
確保支援士
(登録情報セキュリティ
スペシャリスト)
石田 優一
Yuichi Ishida

みおのセミナー②

事前予約制

生前対策セミナー

～上手に相続対策しましょう～

無料
(全6回)

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦

日程	場所	時間	テーマ
8月 5日(月)	大阪	14:00	①「贈与」
28日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
29日(木)	大阪	14:00	②「不動産」
9月 12日(木)	大阪	14:00	③「生命保険」
18日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
25日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
26日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
10月 7日(月)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
16日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
23日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
24日(木)	大阪	14:00	⑥「事業承継」
30日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

日程	場所	時間
8月 7日(水)	京都	10:00~17:00
22日(木)	大阪	10:00~17:00
9月 4日(水)	大阪	10:00~17:00
6日(金)	京都	10:00~17:00
11日(水)	大阪	10:00~17:00
25日(水)	神戸	10:00~14:00
10月 10日(木)	京都	10:00~17:00
17日(木)	大阪	10:00~17:00
23日(水)	神戸	10:00~14:00
28日(月)	大阪	10:00~17:00

●個別相談会(離婚問題) 無料

日程	場所	時間
8月 22日(木)	大阪	10:00~17:00
9月 11日(水)	大阪	10:00~17:00
10月 17日(木)	大阪	10:00~17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、**個別相談(初回30分無料)**を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

各種セミナー・相談会等(事前予約制)の
ご予約・お問い合わせは

受付時間(月～土)／9:00～17:30【携帯電話からも通話無料】



0120-7867-30

※各種セミナー・相談会等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolar.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みおのセミナー①

事前予約制

「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。**事前予約制**となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
9月 18日(水)	京都	11:00
19日(木)	大阪	11:00
10月 29日(火)	神戸	11:00

●任意後見セミナー

無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
8月 5日(月)	大阪	11:00
7日(水)	神戸	11:00
9月 30日(月)	京都	11:00
10月 7日(月)	大阪	11:00
16日(水)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
8月 8日(木)	大阪	11:00
21日(水)	京都	11:00
9月 18日(水)	神戸	11:00
10月 22日(火)	大阪	11:00
23日(水)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

離婚セミナー(女性)	日程	場所	時間
	8月 6日(火)	大阪	13:00
離婚セミナー(男性)	20日(火)	神戸	13:30
	9月 5日(木)	大阪	13:00
離婚セミナー(女性)	10日(火)	神戸	13:30
	10月 4日(金)	大阪	13:00
	24日(木)	神戸	13:30

離婚セミナー(男性)	日程	場所	時間
8月 9日(金)	大阪	18:00	
28日(水)	神戸	18:00	
9月 13日(金)	大阪	18:00	
18日(水)	神戸	18:00	
10月 4日(金)	大阪	18:00	
16日(水)	神戸	18:00	

みおの講座

事前予約制

エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにしていただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 9月25日(水)
- 時間: 11:00～(約1時間)
- 場所: 「みお綜合法律事務所」大阪事務所



ニア世代の多くは、年を

とっても人に迷惑かけず

に暮らしたいという希望

を持つています。今は元気で自分のこ

とは自分でできるから大丈夫と思つ

ていても、いつ、何が起きるかわから

ません。もしも：に備える終活対策

の一つが任意後見制度です。

任意後見制度とは

病気や怪我のほか、年齢を重ね、ものごとを判断する能力が低下すると、サービスや施設を利用するための契約などの法律行為や、財産管理を、自分で行うことが困難になる場合があります。任意後見制度とは、このような場合に、本人に代わって契約を行い、財産管理をサポートするためにできた制度です。

任意後見制度では、将来、自分がどのような支援を受けるかを、自身であらかじめ決めることができます。お元気な今、十分な判断能力があるうちに、自分が信頼できる人任意後見人が選任されてはじめて、任意後見人の仕事がスタートします。

リーガル サポート
インフォメーション リガサポ!

終活対策(任意後見契約)



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

(任意後見人)と日常生活や療養看護・財産管理に関する事務などの代理権を与

える契約を行うことで、老後の生活を自分らしく安心して充実したものにすることが可能になります。

任意後見制度の利用を検討した方がよい方

門家に依頼することができます。

任意後見契約の主な内容

現金・預貯金・証券口座・不動産・

動産等の財産管理、年金や家賃等の収入の管理、公共料金の支払い・税金の申告などを行います。身上監護と

今はお元気ですが、ものごとを判断する能力が低下したとき、自分の世話を頼める人がいない方です。

子どもや親族はいるが遠方に住んでいる、いざというとき身近に頼れる人がいない、兄弟姉妹がいるが高齢で、甥や姪とも疎遠になっているからで

きるだけ迷惑を掛けたくない、身内や知人に煩わしいことを頼むのは申し訳ないと思ってくる、などの方です。

任意後見人は誰がなるのか

任意後見人は自由に選ぶことができます。親族や友人でもかまいません。身近に頼める人がいない場合は、弁護士や司法書士、行政書士など専

任意後見契約が始まる時期

任意後見人と話ができるたら任意後見契約書を作成して、公証役場で公正証書を作成します。

任意後見契約の手続き

任意後見人と話ができるたら任意後見契約書を作成して、公証役場で公正証書を作成します。



弁護士 田村 由起

任意後見契約に関する費用等

任意後見契約がスタートする前の、今現在の日常生活中に不安がある場合は、

希望をあらかじめ伝えることができることです。デメリットは、任意後見人には取消権がないことや、家庭裁判所から選任される任意後見監督人への報酬の支払いが必要になることなどです。



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2024年9月末日
※当日消印有効

*プレゼントはお選びいただけません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

ありません。本人の判断能力が不十分になつたときに、任意後見人が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。家庭裁判所から任意後見監督人が選任されてはじめて、任意後見人の仕事がスタートします。

その他に任意後見契約書の作成に関する費用等、公証役場に支払う手数料、任意後見監督人選任の申立てに関する費用等がかかります。

メリット・デメリット

任意後見契約のメリットは、お元気なときに任意後見人と契約するため、財産管理や身上監護についての

酬や費用はあらかじめ任意後見人と話をして契約で定めます。任意後見監督人に対する報酬は家庭裁判所が決めます。

その他に任意後見契約書の作成に関する費用等、公証役場に支払う手数料、任意後見監督人選任の申立てに関する費用等がかかります。

任意後見契約をはじめ終活対策に関する契約は、ご自身のライフプランに合わせてオーダーメイドで作成できます。

いくつになつても自分らしく、心穏やかに過ごしていただけるためのお手伝いができます。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。近年は、猛暑や酷暑が当たり前になってきました。熱中症対策グッズをうまく取り入れて、元気に過ごす

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

ギリトリ線

連絡先	()
お名前	フリガナ
住所	〒 一

ための工夫をしたいと思います。巻末アンケートについても、

引き続きご協力をいただければ大変助かります。日々研鑽を積んで参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ギリトリ線

「見守り契約」や「財産管理契約」を「任意後見契約」と一緒に結んでおくと安心です。さらに、「死後事務委任契約」を生前に結んでおくことで、亡くなつた後の手続きについての心配を解消することができます。

任意後見契約をはじめ終活対策に関する契約は、ご自身のライフプランに合わせてオーダーメイドで作成できます。

いくつになつても自分らしく、心穏やかに過ごしていただけるためのお手伝いができます。

郵便番号

4398

大阪北局
承認

料金受取人 手帳
差出有効期間
2025年12月
31日まで
切手をはさずに
お出しください

郵便番号

5308790

164



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2024年9月末日
※当日消印有効

*プレゼントはお選びいただけません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。